

発 言 通 告 書

発言者氏名	大村洋子
発言の会議	令和3年11月29日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育長

【件名及び発言の要旨】

Ⅰ 市立福祉援護センター「かがみ田苑」の指定管理者である社会福祉法人「横須賀市社会福祉事業団」の指導監査について

2020年8月の内部告発を受け、福祉部指導監査課が計4回実地指導をし、指導文書を発出した。これを受け、事業団から改善結果報告書が提出され、今後報酬が返還される。返還額は2,088万9,614円となるが、調査は2012年まで遡るので、返還額は今後も増えるものと思われる。

- (1) 報酬の返還請求だけではなく、組織体質や経営状況などについても多角的に詳細な調査をしてはいかがか、市長に伺う。
- (2) 市長は以前の答弁で「事業を委託する側として事業者に対する監督が不十分でありました。今回の是正措置を含め、今後適切に監督をしていきたいと思えます。」とおっしゃった。監督の何がどう不十分だったとお考えなのか。監督の不十分さに気づき教訓を得て、現在はどのように改善したのか、併せて伺う。
- (3) 市が外郭団体を厳密にチェックするのはその構造上、難しいと感じるが、5年もの長い間、市は事業団の不正常な運営を見て見ぬふりをしてきたのではないか。「なれ合い体質」があったのではないか。市長は明確に否定することができるか。

- (4) 指定管理者制度は経営維持のためにコスト削減中心の発想となり、ゆがみが生じる。割を食うのはサービスを受ける利用者や現場の労働者だ。福祉、保育、医療等を安易に同制度とするべきではなく、自治体だからこそ丁寧に行える施策がある。市長はいかがお考えか。

2 ルートミュージアムの教育（文化財保護）と観光（集客促進）のバランス、そして本市のブランディングについて

ルートミュージアムであるティボディエ邸、猿島、走水低砲台跡、浦賀ドック、千代ヶ崎砲台跡などは、産業遺産であるとともに、戦争遺跡・軍事遺産としても大事なサテライトである。日本遺産構成文化財は教育的観点からも貴重だ。今後多くの集客を見込んでおられる中で、以下伺う。

- (1) 文化財保護の観点に重きを置いていただきたいが、市長のお考えを伺う。
- (2) 貝山地下壕や点在する砲台跡については観光を眼目とした一般の集客だけではなく、平和教育の観点からもぜひ、本市の市立学校の児童生徒の皆さんにも見学していただきたい。本市の歴史に触れながら郷土愛を育みつつ、それはおもてなしの心（ホスピタリティ）と横須賀市民としての自覚（シチズンシップ）を体得する機会ともなる。市長、教育長の所見を伺う。
- (3) 日本遺産構成文化財は呉、佐世保、舞鶴と本市の4つの旧軍港市のストーリー性で選ばれている。ぜひ、パンフレットなどに憲法第95条にうたわれる全国でも希有な特別法である「旧軍港市転換法」についても記載し、平和産業港湾都市を目指して戦後歩み出したという4つの旧軍港市共通のエピソードを訪れる方々に知っていただくことにしてはいかがか、提案する。
- (4) 市長は「横須賀市」を打ち出すイメージやブランディングがそもそも必要だとお考えか。あるいは、もう既にお持ちなのか。

3 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」を本市がどのように捉え運用しようとしているかという点について

米軍基地、自衛隊施設を市域全体に点在して抱える本市は、この法律が運用されれば、市民生活にも市内経済にも大きな影響が出ると思う。法案が通ってしまった今となっても多くの識者が廃止を求めている現状での、市の考えについて確認する。

- (1) 同法第7条第1項は「その他の関係者」、「その他政令で定めるもの」、第2項は「その他の執行機関」とあり、これでは誰が誰をどこまで調査することになるのか、全く分からない。この条文の文言と趣旨は「基本的人権の尊重」に抵触するのではないか。
- (2) 同法第22条には「その他の協力」とあり自治体の国への協力の具体的な定めがなく、これでは自治体は国の言いなりになりかねない。この条文の文言と趣旨は地方分権一括法や地方自治法、憲法第92条及び第94条に抵触するのではないか。
- (3) この法律そのものへの市長の所見を伺う。
- (4) 少なくとも国は具体的な内容について本市に説明する必要があると思うが、国と本市の調整はどのようになっているのか。

4 「米軍も市民」という市長の考えについて

市長は2017年9月の所信表明で、日米安保、日米同盟についての基本的な考えを述べ、本市に米軍基地、陸海空の自衛隊、防衛大学校が所在し、安全保障を支えている現状に誇りを持つべきとし、「私にとって、自衛隊関係者はもちろんのこと、米軍関係者も全て市民と考えます。」と続けた。米軍関係者は、日米地位協定の特権的対象であり、観光、就労、勉学で日本に来ているわけではなく、特殊な任務を帯びて本市の市域にいる人々だ。住民票もなければ、市民税を払っているわけでもなく、選挙権もない。

- (1) 市長がおっしゃる「米軍も市民」とはどのようなお考えなのか。誤解を招きかねない表現なので今後は使用を控えるべきではないか。併せて伺う。